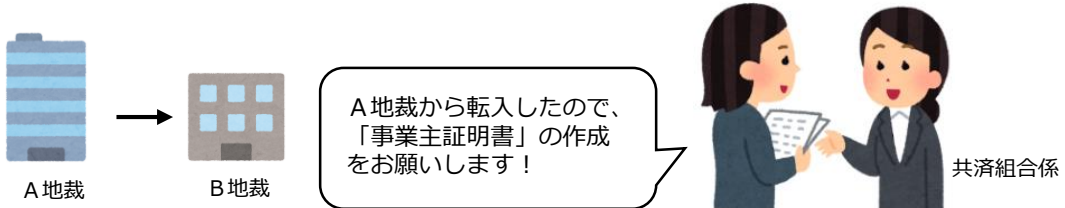


確定拠出年金に加入している異動者の方へ

異動した場合の手続

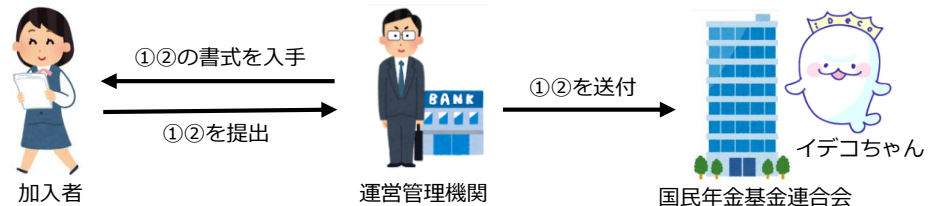
確定拠出年金の厚生年金適用事業所を異にする際に異動した場合、①「加入者登録事業所変更届」、②「第2号加入者に係る事業主の証明書」及び③「個人情報の取得及び利用の取扱いに関する同意書」を作成しなければなりません。



①「加入者登録事業所変更届」は、加入者自身で作成してください（共済組合係が記入する欄はありません。）。

この届出書には、変更前（異動前）と変更後（異動後）の登録事業所番号を記載する必要がありますので、作成に当たっては、別紙の一覧を参照してください。

②「第2号加入者に係る事業主の証明書（※1）」は、申出者記入欄を記載したら、所属の共済組合係まで提出してください。



①と②の書式の入手及び提出については、運営管理機関（加入申込み等を行った金融機関等のこと）にお尋ねください。

③「個人情報の取得及び利用の取扱いに関する同意書」は、2種類（※2）作成して、共済組合係に提出してください。

（※1）共済組合の長期組合員資格を持つ方の②は共済組合員用の物を取得してください。

（※2）国（裁判所）宛てのものと共済組合宛てのもの2種類です。

書式は共済組合ホームページに掲載します。

共済組合係が廃止される際に異動された場合の留意点

共済組合係が廃止された庁（令和6年4月現在では東京高裁・知財高裁、東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、新潟の地家裁管内）に異動された加入者の方については、①「加入者登録事業所変更届」の「変更後の勤務先の事業所登録事業所情報」欄に記入する「登録事業所名称」と「登録事業所番号」がそれぞれ以下のとおりとなりますので御留意ください。（なお、異動前から登録事業所が最高裁判所の方は手続不要です。）

「登録事業所名称」→「最高裁判所」

「登録事業所番号」→「01939813」

iDeCo登録事業所情報一覧

※ 令和6年4月1日現在で共済組合係が統合されている庁（東京高裁管内の庁）は2枚目

登録事業所名称	登録事業所番号
最高裁判所	01939813
大阪高等裁判所	01941212
京都地方裁判所	01943852
神戸地方裁判所	01943585
奈良地方裁判所	01944180
大津地方裁判所	01949936
和歌山地方裁判所	01940449
名古屋高等裁判所	01938988
津地方裁判所	01946086
岐阜地方裁判所	01949892
福井地方裁判所	01946845
金沢地方裁判所	01945187
富山地方裁判所	01940841
広島高等裁判所	01947637
山口地方裁判所	01946747
岡山地方裁判所	01957590
鳥取地方裁判所	01950098
松江地方裁判所	01947243
福岡高等裁判所	01939930
佐賀地方裁判所	01943932

登録事業所名称	登録事業所番号
長崎地方裁判所	01954991
大分地方裁判所	01945811
熊本地方裁判所	01946621
鹿児島地方裁判所	01960559
宮崎地方裁判所	01939411
那覇地方裁判所	01939761
仙台高等裁判所	01939466
福島地方裁判所	01941043
山形地方裁判所	01946961
盛岡地方裁判所	01972658
秋田地方裁判所	01948634
青森地方裁判所	01947083
札幌高等裁判所	01950178
函館地方裁判所	01947600
旭川地方裁判所	01946406
釧路地方裁判所	01939303
高松高等裁判所	01933883
徳島地方裁判所	01934423
高知地方裁判所	01938084
松山地方裁判所	01933758

iDeCo登録事業所情報一覧

※ こちらの登録事業所は令和6年4月1日現在最高裁判所に統合されているため「**変更前の登録事業所**」として記載する場合にのみ利用します。

登録事業所名称	登録事業所番号
東京高等裁判所	01948429
横浜地方裁判所	01948250
さいたま地方裁判所	01947619
千葉地方裁判所	01950258
水戸地方裁判所	01950427
宇都宮地方裁判所	01953625
前橋地方裁判所	01944279
静岡地方裁判所	01960684
甲府地方裁判所	01961851
長野地方裁判所	01946489
新潟地方裁判所	01946390

変更前の登録事業所が東京高等裁判所又は横浜地方裁判所となるのは、本務庁が令和6年3月31日時点で東京高地家裁又は横浜地家裁（支部、簡裁含む）の職員で令和5年度中に登録事業所を最高裁判所にしていない職員のみです。